

外国人労働者の方が就業制限業務技能講習を受講する場合のお願いについて

就業制限業務の技能講習（注）については、（公社）東基連安全衛生研修センターでは、日本語のテキストを使用し、日本語による講義と日本語による修了試験を行っています。

厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」（R2.3.31 基発 0330 第 43 号）の「外国人に対する技能講習実施要領」に基づき、外国人労働者の方がこれら就業制限業務の技能講習を受講する場合、その内容を日本語で理解できるかを確認する必要があります。

●事業場申込みの場合は

別紙1「技能講習受講における日本語の理解力確認書」を、

●個人申込みの場合は

別紙2「技能講習受講における日本語の理解力申告書」の郵送等による提出をお願いします。

ご希望により学科において日本語の修了試験問題の漢字に「ひらがな」のルビをふらせていただきます。

（注）安全衛生研修センターが実施している就業制限業務の技能講習

フォークリフト運転技能講習

玉掛け技能講習

ガス溶接技能講習

小型移動式クレーン運転技能講習

床上操作式クレーン運転技能講習

高所作業車運転技能講習

※ 外国語による技能講習を実施している機関につきましては、（公財）国際人材協力機構（JITCO）のHP（[コチラ](#)）から「技能実習生の技能講習・特別教育受講」をご覧ください。

別紙1 (外国人労働者 事業場申込みの場合使用)

(公社) 東京労働基準協会連合会 御中

技能講習受講における日本語の理解力確認書

受講者氏名	
	(旅券 (パスポート) 又は在留カードに記載されている氏名をご記入下さい)

上記の者は、(公社) 東京労働基準協会連合会において日本語で行われる就業制限業務の技能講習(注)を受講する上で、日本語の理解力(読み書きできる能力)を確認したので、受講を申し込みます。

なお技能講習の学科の修了試験問題について、試験問題の漢字にひらがなによるルビをふるることについて(どちらかに○)、

() 希望します。

() 必要ありません。

注 (公社) 東京労働基準協会連合会で実施している就業制限業務に係る技能講習：[フォークリフト運転技能講習](#)、[玉掛け技能講習](#)、[ガス溶接技能講習](#)、[小型移動式クレーン運転技能講習](#)、[床上操作式クレーン運転技能講習](#)、[高所作業車運転技能講習](#)

年 月 日

所在地

事業主 事業場名

代表者職氏名

別紙2（外国人労働者 個人申込みの場合使用）

（公社）東京労働基準協会連合会 御中

技能講習受講における日本語の理解力申告書

私は、（公社）東京労働基準協会連合会において日本語で行われる就業制限業務の技能講習（注）を受講する上で、日本語の理解力（読み書きできる能力）を有しており、受講を申し込みます。

なお技能講習の学科の修了試験問題について、試験問題の漢字にひらがなによるルビをふることに付いて（どちらかに○）、

希望します。

必要ありません。

注 （公社）東京労働基準協会連合会で実施している技能講習：[フォークリフト運転技能講習](#)、[玉掛け技能講習](#)、[ガス溶接技能講習](#)、[小型移動式クレーン運転技能講習](#)、[床上操作式クレーン運転技能講習](#)、[高所作業車運転技能講習](#)

年 月 日

氏名

（氏名は、旅券（パスポート）又は在留カードに記載されている氏名をご記入下さい）